

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年3月25日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

（令和6年2月1日～2月29日受理分。記載順序は五十音順。）

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
青木 成夫	青木しげお後援会	令和6年2月1日
岩谷 一弘	いわや一弘後援会	令和6年2月28日
角野 由紀子	かどの由紀子後援会	令和6年2月29日
新道 龍一	一新会	令和6年2月20日
宮崎 さよ子	宮崎さよ子後援会	令和5年12月31日